

2 地域福祉活動計画進行体制の整備

1) 地域福祉活動計画進行体制

「地域福祉活動計画」を着実に実行していくためには、事業の進捗にともなって、計画、実行、点検、評価を行っていく必要があります。

市社協・地区社協では、「地域福祉活動計画評価調整」を行います。また、住民、関係機関、団体などの代表者による「地域福祉活動計画評価調整委員会」を設置します。

2) 地域福祉活動計画の充実

「地域福祉活動計画」は、はじめて民間計画として市社協・地区社協が主体となって策定しました。そのねらいは、地域福祉の中核的な役割を担う市社協・地区社協が協働を充実させるための活動を基本から見直し、あらためて活動や事業の体系づくりに取り組み、住民・団体の新たな連携活動をすすめることで、協働による福祉のまちづくりの仕組みを見出しました。

今回の「地域福祉活動計画」を踏まえ、後期進捗計画(平成 23 年度～平成 25 年度)では、「地域福祉活動計画評価調整委員会」に住民の参画を促すことにより、地域住民の視点での地域福祉活動の見直しを行います。そして、地域福祉の具体的な取り組みの充実を図り、さらなる福祉のまちづくりをめざします。

■通所型介護予防普及啓発事業



いきいき健康クラブ <甘木地区>



いきいき健康クラブ <朝倉地区>

市社会福祉協議会の事業

■地域生活支援事業



〈重度障がい者移動支援〉



〈手話講座〉



〈朗読ボランティア養成講座〉



〈視覚障がい者歩行訓練〉

■朝倉市住民福祉ボランティアのつどい



〈つどい開会式〉



〈子ども広場〉

資料編

1 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 朝倉市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効率的に推進するための地域福祉活動計画を策定することを目的として、朝倉市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)定款第20条により地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。))を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、長期的な視野に立ち、朝倉市における地域福祉推進並びに民間福祉活動促進、市社協の基盤強化・活動のあり方について、朝倉市と連携を図りながら地域福祉活動計画を策定する。

(構成)

第3条 委員会は、委員 24 名以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる分野から市社協会長が委嘱する。

(役員)

第4条 委員会には、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員長が召集し、議事等を進行する。ただし、最初の会議は、市社協会長が召集する。

(任務)

第6条 委員会の任務は、会長の諮問を受け次のとおりとする。

(1) 地域福祉活動計画の作成

(任期)

第7条 委員の任期は、地域福祉活動計画が策定できるまでの日とする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第8条 委員の報酬・旅費の支給は、市社協が所管し、予算の範囲内とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市社協事務局にて処理する。

(守秘義務)

第10条 委員会に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 地域福祉活動計画策定委員会選出区分

選出区分	委員数
朝倉市社会福祉協議会副会長	2名
朝倉市保健福祉部 (福祉事務所・介護サービス課)	2名
朝倉市地区社協会長	14名
学識経験者(社会福祉審議委員)	1名
学識経験者(市社協推薦)	2名(女性)
学識経験者(地区社協推薦) (旧甘木市・旧朝倉町・旧杷木町より各1名)	3名(女性)
合計	24名

3 地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(任期:平成20年4月1日から平成21年3月31日)

委員名	選出母体	委員名	選出母体
実藤 輝夫	◎市社協副会長	井本 勝彦	金川地区社協会長
栗林 正和	○市社協副会長	内野 昌教	三奈木地区社協会長
内田 俊和	福祉事務所	手島 牧男	高木地区社協会長
青木 茂	介護サービス課	大岸 満	美奈宜の杜地区社協会長
片原 武敏	上秋月地区社協会長	田中 三善	朝倉地区社協会長
岩村 宏一	秋月地区社協会長	樋口 憲明	杷木地区社協会長
白川 國弘	安川地区社協会長	藤本 尚久	学識経験者(社会福祉審議委員)
國武 征治	甘木地区社協会長	林田 止子	学識経験者(市社協)
矢野 哲雄	馬田地区社協会長	森部 佐和子	学識経験者(市社協)
窪山 強一	立石地区社協会長	林 雪子	学識経験者(地区社協)
平井 靖邦	福田地区社協会長	石丸 聖子	学識経験者(地区社協)
小嶋 崇利	蜷城地区社協会長	高木 静子	学識経験者(地区社協)

※◎委員長、○副委員長

4 地域福祉活動計画策定の経緯

平成20年	4月21日	第1回地域福祉活動計画策定委員会 ・委員長・副委員長選出について ・プロジェクトチームの設置について ・今後のスケジュール(案)について
	5月12日	第2回地域福祉活動計画策定委員会 ・朝倉市地域福祉活動計画策定の趣旨(案)について ・プロジェクトチームの役割(案)について ・プロジェクトチームの設置(案)について ・今後のスケジュール(案)について
	8月 7日	第3回地域福祉活動計画策定委員会 ・各地区地域福祉活動会議の経過報告について ・今後のスケジュール(案)について ・アンケートについて ・地域福祉活動計画書の編集について
	11月18日	第4回地域福祉活動計画策定委員会 ・各地区社協及び各老人クラブ支部地域福祉活動会議の経過報告について ・アンケートの回収状況及び実施報告について ・朝倉市地域福祉活動計画の素案について (1) 目次構成(案)と内容(案)について (2) 地区類型別事業・活動計画(案)について
平成21年	1月29日	第5回地域福祉活動計画策定委員会 ・朝倉市地域福祉活動計画(原案)について
	2月25日	第6回地域福祉活動計画策定委員会 ・朝倉市地域福祉活動計画(原案)について
	3月25日	第7回地域福祉活動計画策定委員会 ・朝倉市地域福祉活動計画(答申)について

■策定の経緯 平成20年4月～平成21年3月

月 日	内 容
4月 21日	第1回策定委員会 ・正副委員長選出 ・プロジェクトチーム設置 ・今後のスケジュールについて
25日	第1回プロジェクト会議
5月 1日	第2回プロジェクト会議
10日	学識経験者策定委員ヒアリング
12日	第2回策定委員会 ・策定の主旨 ・プロジェクトチームの役割 ・プロジェクトチームの設置 ・今後のスケジュール
13日	第3回プロジェクト会議
14日	策定委員ヒアリング
16日	第4回プロジェクト会議
19日	地区社協会長事前説明会 ・上秋月地区 ・秋月地区 ・安川地区
21日	策定委員ヒアリング 市町村地域福祉計画策定研修会
22日	第5回プロジェクト会議
6月 3日	第6回プロジェクト会議
4日	秋月地区地域福祉活動会議
5日	上秋月地区地域福祉活動会議
6日	安川地区地域福祉活動会議
9日	地区社協会長事前説明会 ・甘木地区
12日	第7回プロジェクト会議
13日	地区社協会長事前説明会 ・立石地区
17日	立石地区地域福祉活動会議
19日	第8回プロジェクト会議
25日	地区社協会長事前説明会 ・馬田地区 ・福田地区 ・蜷城地区 甘木地区地域福祉活動会議
7月 2日	地区社協会長事前説明会 ・金川地区 ・三奈木地区 ・高木地区
9日	第9回プロジェクト会議
10日	福田地区地域福祉活動会議
14日	地区社協会長事前説明会 ・朝倉地区 ・杷木地区
16日	馬田地区地域福祉活動会議
17日	金川地区地域福祉活動会議
22日	第10回プロジェクト会議
23日	蜷城地区地域福祉活動会議
25日	朝倉地区地域福祉活動会議
28日	高木地区地域福祉活動会議
29日	第11回プロジェクト会議
30日	杷木地区地域福祉活動会議
31日	三奈木地区地域福祉活動会議
8月 1日	第12回プロジェクト会議
4日	第13回プロジェクト会議
6日	第14回プロジェクト会議
7日	第3回策定委員会 ・各地区地域福祉活動会議の経過報告 ・今後のスケジュール ・アンケートについて ・地域福祉活動計画書の編集
20日	第15回プロジェクト会議

月 日	内 容
9月 1日	} 住民意識調査(アンケート)
10月 10日	
9月 2日	
11日	第16回プロジェクト会議
19日	第17回プロジェクト会議
30日	第18回プロジェクト会議
10月 1日	上秋月地区老ク地域福祉活動会議
2日	馬田地区老ク地域福祉活動会議
	蜷城地区老ク地域福祉活動会議
3日	三奈木地区老ク地域福祉活動会議
	福田地区老ク地域福祉活動会議
6日	金川地区老ク地域福祉活動会議
9日	第20回プロジェクト会議
14日	地区社協会長事前説明会 ・美奈宜の杜地区
15日	佐田地区老ク地域福祉活動会議
16日	第21回プロジェクト会議
22日	第22回プロジェクト会議
24日	甘木地区老クヒアリング 第23回プロジェクト会議(編纂)
27日	美奈宜の杜地区社協地域福祉活動会議
11月 5日	立石地区老ク地域福祉活動会議
	秋月地区老ク地域福祉活動会議
10日	第24回プロジェクト会議(編纂)
11日	朝倉地区老ク地域福祉活動会議
12日	杷木地区老ク地域福祉活動会議
17日	杷木地区地域福祉活動会議(第2回)
18日	第4回策定委員会 ・各地区社協及び各老人クラブ支部地域福祉 活動会議の経過報告について ・アンケートの回収状況及び実施報告について ・地域福祉活動計画書の素案について
12月 4日	第25回プロジェクト会議(編纂)
5日	第26回プロジェクト会議(編纂)
9日	計画書レイアウト指導(九州造形短大)
25日	第27回プロジェクト会議(編纂)
1月 13日	第28回プロジェクト会議(編纂)
19日	第29回プロジェクト会議(編纂)
29日	第5回策定委員会 ・地域福祉活動計画書(原案)について
2月 2日	} 14地区社協資料確認会議
16日	
9日	
12日	
17日	
25日	第30回プロジェクト会議(編纂)
	第31回プロジェクト会議(編纂)
	第32回プロジェクト会議(編纂)
	第6回策定委員会 ・地域福祉活動計画書(原案)について
3月 2日	第33回プロジェクト会議(編纂)
12日	第34回プロジェクト会議(編纂)
17日	第35回プロジェクト会議(編纂)
25日	第7回策定委員会 ・地域福祉活動計画書(答申)について

5 地域福祉活動に関する根拠法令・制度の要点

(1) 地域福祉の定義化

戦後再編されたわが国の社会福祉諸制度は、急速な少子高齢化を背景に、抜本的な見直し・改正が行われ、平成12年6月に新しい基本理念に基づく社会福祉法が見直されました。

この新しい社会福祉法では、「個人の尊厳の保持」「福祉サービス利用者の自立支援」「個人の選択に基づく福祉」とともに、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」が基本理念として位置づけられました。

「社会福祉法」により、地域における社会福祉を「地域福祉」と定めるとともに、地域住民も地域福祉の担い手として位置づけられています。

社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文(第4条:地域福祉の推進)

※ ₁	※ ₂	※ ₃
地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う		
※ ₄		
者 は、相互に協力し、 福祉サービスを必要とする地域住民 が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。		

※₁ 地域住民

地域で生活を営むすべての住民

※₂ 社会福祉を目的とする事業を営む者

社会福祉法人、福祉サービスの提供をはじめとする広範な社会福祉を目的とする事業を営むNP
O法人・民間企業・生協・農協などの事業者

※₃ 社会福祉に関する活動を行う者

福祉委員、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどの地域で福祉活動を行う人及びグループ
や団体

※₄ 福祉サービスを必要とする地域住民

福祉サービスを必要としているすべての人(現在、サービスを利用していない人も含む)

(2) 法律上の社会福祉協議会の位置づけ

朝倉市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、地域住民、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、地域福祉を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関で構成された民間団体(社会福祉法人)です。

社会福祉法では、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として明確に規定され、(1)福祉サービスの提供者としての役割、(2)住民組織・ボランティアの発展や活性化のための支援を行う役割、(3)公益的な福祉事業への協力窓口としての役割、(4)福祉情報の提供や研究機関、(5)地域福祉団体の支援を担っています。

社会福祉法(抄) (昭和 26 年法律第 45 号)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する行動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生事業を営業者の過半数が参加する者の参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

6 アンケート調査結果の概要

(1) 住民向けのアンケート調査

「市社協だより」を通じて、住民の皆さまが日ごろから福祉について考えていること、また日常生活のあり方などをお聞かせいただき、地域福祉活動計画に反映させるためにアンケート調査を企画しました。

- 実施期間 平成20年9月1日から平成20年9月30日まで
- 配布数 19,000枚
- 回収数 365枚
- 回収率 1.92%